

# 意見書

平成23年11月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし

住 所 東京都中央区京橋1-12-5

(ふりがな) しゃだんほうじん にほん

れんめい

氏 名 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

りじちょう にしじょう あつし

理事長 西條 温

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先:

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

電話番号

電子メールアドレス

編	章		具体的内容
第 I 編 電話網からIP 網への円滑な 移行の在り方 について	第2章 総論(ネットワークの在り方等)		<p>「光の道」構想に関する基本方針の中で、基盤整備に際しては、ケーブルテレビ事業者が敷設するHFC(Hybrid Fiber-Coaxial)が一定の代替的な役割を有する手段としてその有効活用が図られることとされています。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は不採算地域を含めて IP 電話サービスを展開しておりますが、PSTN からIP網へのマイグレーションに際して、音声(IP プライマリ電話)サービスの提供を含め、家庭へのブロードバンドアクセス網を整備して必需サービスを提供する事業者の一つとして、引き続き積極的に貢献していく所存ですので、今後のアクセス網のマイグレーションやユニバーサルサービス等のご検討に際し、ケーブルテレビ事業者への適切な配慮をお願いいたします。</p>
第 II 編 ブロードバンド 普及促進のた めの競争政策 の在り方につ いて	第2章 NGN のオー プン化による サービス競 争の促進	3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	<p>加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の検討については、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)で検討されている「アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要」との方向性については、基本的に賛同します。</p> <p>他方で、現在既にスマートフォン・タブレット端末の急速な普及等に伴い、移動体網から固定アクセス網への爆発的なデータトラフィックの流入(オフロード)が見込まれ、固定網の容量拡大が不可欠かつ喫緊の課題となっている状況の中で、固定アクセス網を整備する事業者の投資インセンティブが失われかねないような接続料の設定が行われることのないよう強く要望します。</p> <p>中でも、分岐単位の接続料設定については、8分岐単位での接続料が設定されている現状においても、接続事業者による創意工夫によって設備競争が進展している実態があり、そこで実現されたサービスの差別化がもたらすサービス競争の効果について、相応の期間を持って見極めていくことが上述の検討に資するものと考え、慎重な議論が尽くされることを希望いたします。</p> <p>また、現在、地域でブロードバンドサービスを提供するケーブルテレビ事業者には、従業員100名以下の小規模な事業者が250社程度(うち従業員30名以下は約150社)含まれ、これら小規模な事業者は、条件の不利な地域でも自らリスクを取ってアクセス網の整備に設備投資を行い、サービス提供に尽力してきた重要な存在であるところ、自ら設備を持たず事業を行っている</p>

			事業者のみを優遇するような接続料体系が設定されれば、設備投資を行うインセンティブが阻害され、地域のブロードバンドアクセス網の構築・維持管理や事業の継続そのものが困難になること等も予想されますので、特にご配慮くださいますよう重ねて要望します。
第4章 線路敷設基 盤の開放に よる設備競 争の促進	1 電柱・管路等の 使用に関する手続 きの簡素化・効率化 等	(1) 手続きの電子化等の促進	電柱・共架ガイドラインでも設備保有者に対して電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化を促されておりますが、引き続き、手続の電子化利用の取り組みの促進を行うことを希望いたします。  また、道路占用許可等に係る手続きにおいては、答申案に示されているように、総務省が事業者の具体的改善要望を国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することを希望いたします。
		(2) 調査回答期間の短縮	調査回答期間についてはケースバイケースであることは認識しているところです。  しかしながら、原則2ヶ月以内の可否回答期間はあまりにも長く、公正な競争とならず、利用者の要望に応えることができないと考えます。通常想定される申込みの数の範囲内で、申込書を正式受理した後においては原則1ヶ月以内等、期間短縮と明文化が必要と考えます。
		(2) 電柱の強度の在り方	答申案でも「希望する電気通信事業者による使用を最大限可能とすることに努めるべきであり、この点を踏まえた対応を行うことが望ましい。」との認識を示されたことで設備保有者の更なる対応を希望します。  また、強度不足で電柱の使用が不可の場合は、強度不足の算出根拠や電柱の使用を可能とする方法・時期・概算費用などを提示すべきと考えます。

	2 マンション向け光屋内配線の開放	<p>集合住宅向け FTTH の屋内配線の転用ができない場合、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなり、利用者は他事業者選択ができない等不利益を受けます。</p> <p>NTT東西が設置する屋内配線は、今後更に増加が予想される状況にある為、速やかに他の事業者もユーザー単位で再利用可能とするルールを整備すべきと考えます。</p> <p>また、現在続けられている NTT 東日本と KDDI のマンションにおける相互転用協議については、2者間の協定等にとどまらず他の電気通信事業者に広く適用戴きたいと考えます。</p>
	3 地中化エリアへの対応	<p>(2)集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り</p> <p>追い張りについては答申案にあるように技術的検証、ルール作りが当事者間で必要であると考えます。</p> <p>一方で、電線共同溝などについては整備事業の公共性に鑑み、後発事業者が参入できる引込管・引込設備の共用に関する制度(スキーム)を設けるべきと考えます。</p>
第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等	1 公正競争環境の検証の在り方	<p>公正競争環境の検証について、既存の「競争セーフガード制度」および「競争評価の取組」を踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設定する考えに賛同します。</p> <p>新たに創出される「公正競争レビュー制度」においては、特に NTT 東西等における規制の遵守状況の検証項目について、予めガイドライン等にて規定した上で、NTTグループが圧倒的な市場シェア等を利用して不適正な事業運営を行う危険性が高まることのないよう、グループを含めた総合的な市場支配力や影響力をチェックするスキームが必要と考えます。</p> <p>また公正競争環境の検証については、競争事業者の申し出により、随時問題の提起と是正策が講じられるような会議体の設置等のスキームを予め規定して運用することが望ましいと考えます。</p>